

# 封建制の經濟法則と歴史的展開

黒田 俊雄

## 1

封建制の經濟法則は、今日まだ、そのもっとも基本的な點についても、充分明らかにされていない。もとより、近年この課題について、きわめて示唆深い討論がつづけられていることは、周知のとおりであるが、しかし歴史研究者のためにも容易に手助けになるほどには達していないのが現状でないかとおもわれる。私自身は、一介の中世史研究者にすぎず、經濟學について全く素人であるが、封建制の經濟法則については、もとより多大の關心をもっている。それで、いま機會を與えられたのを幸いに、諸先學の業績を自分なりに整理したささやかなノートを披瀝して、大方の御批判と御教示をえたいとおもう。

本稿の意圖を知っていただくために、はじめに斷っておきたいことは、歴史研究に經濟法則を適用するさいの、問題の特殊性についてである。たとえば、「經濟學は、歴史學とはちがって、社會の歴史的発展過程をその種々さまざまな具體的な形についてあまねく研究することを、任務とするものではない。經濟學は、それぞれの社會經濟制度の根本的な特徴についての基本的な概念をあたえるものである」<sup>1)</sup>といわれるように、經濟法則について、經濟學と歴史學とでは、それぞれ逆の立場をもっていることである。つまり論理の方向としては、經濟學においてはいわば歸納的であり、歴史學においてはいわば演繹的であるからである。

もとよりこのことは、歴史研究において經濟法則が、卑俗な意味で「公式」的に使用されるということではない。そうではなくて、一般的に研究の對象に規定されて、理論が具體化される方向で、歴史における經濟法則の貫徹がみられるということである。このことは、歴史の一断面について、空間的にいえるとともに、歴史の流れについて、時間的にもいえることである。經濟學においては、各時代の社會構成體の基本的經濟法則の定式の規定は最大の目標であろうが、歴史學においては、その展開の法則が、とくに要求される。あるいは、基本的經濟法

則は、そのなかに發生と展開と没落の法則をも含むものではあるが、歴史學はとくにこの側面で要求する、ともいえる。

このように、一見背反したような方向が、理論的に統一される方法、いいかえれば、經濟法則が歴史法則となり、あるいは歴史研究が經濟法則の研究となる方法はあるだろうか。それは「論理的研究は社會の發展の歴史的・分析的とむすびつく」という方法、つまり「もっとも簡単なカテゴリーから、より複雑なカテゴリーへしだいにのぼっていく」方法<sup>2)</sup>である。經濟學と歴史學の協力は、もちろんさらに多様な角度からなされるわけであるが、理論における直接に共通な、かつ相互に協力できる問題の、方法論上の根據としては、まずこのことが擧げられなければならないとおもう。

かかる方法を指針として、封建制成立の歴史的過程を論理的發展の諸段階として把握するための目安をたてたいというのが、本稿の目的である。こういうことは、あるいは誤った冒険かもしれないが、とかく封建制の成立史について、コロナート・農奴などのわずかな範疇を指標にして、測定的に研究がなされている歴史學界の状態からいえば、また1つの試みではあろうとおもう。はじめに斷ったように、素人考えであるから、誤りも多く、またすでに解決されたことを迂遠に論ずることもあるとおもうが、大方の御寛恕を乞う次第である。

## 2

私の關心はもっぱら、封建制の成立（その歴史的展開過程）を法則的に理解することであり、そのために、またそれによって、いわゆる封建制の基本法則に関連してゆこうとするものである。そこではじめに、封建的構成體の論理的な基點ともいべきものをもとめ、そこから展開を考えることを、試みたいとおもう。

それについてはまず、つぎの周知の、一般的なことから確認してかからねばならないであろう。すなわち、

2) 「經濟學教科書」p.13. マルクス「經濟學批判序説」三、經濟學の方法、(國民文庫「經濟學批判」p.294～)。ペ・グルーシン「マルクスの『資本論』における論理的および歴史的な研究方法」(思想、379號)

1) 「經濟學教科書」増補改訂版(以下同じ)、序論、p.14. なお、「經濟學理論を歴史學の研究に適用せよ」(社會科學の諸問題、第4集、p.52)

封建制が支配的となったときには、社会は封建的な構造となる、あるいは、封建的な経済的社會構成體ができあがる、ということである。

この「構成體」は、「生産關係の總體」＝「社会の経済的構造」を「土臺」として、「法律のおよび政治的な上部構造」と「一定の社会的意識諸形態」とをもつ<sup>3)</sup>。つまり「構成體」の土臺を規定するものは生産關係である。そして「この生産關係は彼らの物質的生產力の一定の段階に對應する」<sup>4)</sup>。これをごく簡単に圖式化すれば、周知の生産力—生産關係—生産様式〔生産方法〕となる。

マルクスは、アジア的・古代的・封建的・近代ブルジョア的の諸生産様式を「経済的社會構成體のあいつく諸時代」と考えているが<sup>5)</sup>、資本制社会を分析するにあっても、「経済的な社會構造を1つの自然史的過程と解する私の立場」<sup>6)</sup>といている。このことは、封建的な構成體の發展のうちにもまた「自然史的過程」を考えたことを意味する。周知のようにマルクスは、資本制については具體的歴史的にあとづけたが、もとよりそれは、生産力(=分業)の發展を表示する商品から資本へという論理的發展に、基本的には照應するものであった。

ソヴェットの學界では、資本主義的社會構成體の發展段階について討論されたさい、「他の社會經濟的構成體同様、『萌芽』『ウクラード』『構成體』の三段階に分けて考えてゆこうという理論」がみられるという<sup>7)</sup>。そのいわゆる「萌芽」とは概念としてどういうものなのか、等々、問題はなお多いようであり、詳細もしらないが、資本制のばあいに、萌芽—小商品生産、ウクラード—マニファクチュア、構成體—機械制大工業、という形で考えられる理論だとすれば、いまのばあい方法的意味できわめて示唆深いといわねばならない。結論からいえば、「萌芽—ウクラード—構成體」の圖式は、「生産力—生産關係—生産様式」のそれに對應する。これを立入って考察すると、資本制のばあいに小商品生産を意味する萌芽=生産力は、『共同體』が資本主義以前の生産諸様式においてもつ地位は、論理的には、資本主義的生產様式において商品生産及び流通という基礎規定がもつ地位に對

比することができよう<sup>8)</sup>といわれるその「基礎規定」に相當する。だから、封建制の萌芽=生産力は、ともかくも、生産力の特定の段階を表現するものとしての「共同體」のうちにもとめられなければならない。同様にして、ウクラード=生産關係は、資本制のばあいに「社会的生産を根柢まで變革することのない」マニファクチュアにもとめられるとすれば、封建制のそれは、原始社会ないし奴隸制社会の内部に發生ししかも独自の構成體をつくりえない農奴制的關係である、といえる。

農奴制の成立については、マルクスのつぎのような見解がこのばあい重要である。「奴隸制、農奴制的隷屬等等は、共同體的組織とこの組織の諸条件のもとでの労働とに基礎をおく所有の、必然的であり繼起的な結果であるにもかかわらず、つねに派生的なものであって、けっして本源的なものではない」<sup>9)</sup>。すなわち、1つには「本源的」なものは共同體的諸關係であって、奴隸制や農奴制はこれから「派生」するものとして理論的に把握されること、従って第2に、農奴制は、理論的には奴隸制的隷屬關係の解體そのものから發生するものとして把握されないこと、をのべているとおもう。それは、「土地所有が支配しているすべての形態では、自然關係がなお優越した地位を占めている。資本が支配する諸形態では、社会的に歴史的に創造された要素が優越した地位を占めている」<sup>10)</sup>という基本的視點に、あくまで貫かれているのである。

かつて高橋幸八郎教授は、封建制の論理構造として、Hufe—Gemeinde—Grundherrschaft という範疇展開を考えられたことがあった<sup>11)</sup>。これを、いまの私の展開に一應對比すれば、「萌芽=生産力」が〔Hufe—Gemeinde〕に相當し、「ウクラード=生産關係」が Grundherrschaft に相當する。第一段階を、2つの範疇にわけるのはそれ自體のより細密な分析にはなるが、私なりのやり方では、兩者によって(廣義の)生産力が表現できるとも考えるので、以上、「萌芽=生産力」「ウクラード=生産關係」「構成體=生産様式」の三段にわけて展開をたどってみたい。この用語が、はなはだ不適切であることは、重々感ずるが、これは諒とされたい。

## 3

以上によって、封建的構成體の基礎規定——「萌芽=

3) 「経済學批判」序言、國民文庫(以下おなじ)p. 9. 「人民の友とは何か」(レーニン2卷選集 1. p. 127), 飯田貫一「経済的社會構成體という概念」(講座歴史月報 1)

4) 「経済學批判」p. 9. 5) 同, p. 10.

6) 「資本論」第I部(長谷部譯・青木版—以下おなじ,) p. 73.

7) 中村義知「ロシアにおける資本主義のウクラードから構成體への發展途上における經濟=政治史的諸問題」(歴史評論 76)

8) 大塚久雄「共同體の基礎理論」p. 4. —以下「基礎理論」と略す。

9) 「資本制生産に先行する諸形態」(マル・エン選集 第9卷—以下おなじ)p. 255—以下「諸形態」と略す。

10) 「経済學批判序説」p. 304.

11) 「市民革命の構造」p. 81.

生産力」段階——が「共同體」であるという一應の目安をたてたのであるが、つぎにこれを逆に構成體までかえることによって、展開過程の法則を考えてみたい。

「共同體」について、マルクスおよび大塚久雄教授のすぐれた理論づけによれば、まずつぎのようになる。

「土地——そこは、労働手段をも、労働材料をも、また居住のための場所、集團の基地をも提供するところの、偉大な仕事場であり、兵器庫である」<sup>12)</sup> かかる『富』の包括的な基盤ともいべき『土地』Grundeigentumこそが、他ならぬ『共同體』がまさにそれによって成立するところの物質的基盤となる<sup>13)</sup>。そして、すべての共同體のもとでは「土地所有と農業とが経済的構造の基礎をなし、そのために経済的目的は使用価値を生産すること、また個人が共同體の基礎をなすという一定の関係を共同體とむすんでいるその関係のもとで個人を再生産することである」<sup>14)</sup>

このように、大地に包まれてのみ人間が存立しようという生産力の性格は、前資本主義的生産方法のあらゆるばあい共通するが、封建的生産方法＝構成體を成立させるゲルマン的共同體の生産力の性格については、大塚教授の表現をかりれば、

『ゲルマン的(＝封建的)共同體の基本法則を土地制度に即して理論的に追究していくばあい、特殊『ゲルマン的』な生産関係を具現するものはやはり『耕區制』である<sup>15)</sup>。『耕區制』の成立事情に関連させつつ、われわれはここで、他ならぬ『ゲルマン的』形態の共同體が他の共同體諸形態に比べて生産力(＝生産諸力)のいっそう高い發展段階に相應するものであり、したがって『共同體內分業』の歴史的に獨自な質と量を表示するものであったということについて、いちおうの理論的な把握を試みておきたいと思う。『ゲルマン的』共同體は、再生産構造の観点から眺めるとき、もっとも端緒的な段階においてさえ、すでに單なる自給自足の『自然經濟』などではなく、むしろ、最初から、或る範圍の局地的商品交換をさえ伴いつつ、そうした局地的『貨幣經濟』によって補充されていたように思われる<sup>16)</sup>。

簡単にいえば、これは「労働過程の個人的性格」<sup>17)</sup>にあらわれている生産力の性格である。いいかえれば、直接生産者の労働用具の所有<sup>18)</sup>である。そしてこれが、封建社會における「共同體內分業」、職人(手工業者)の自立、「局地的貨幣經濟」などの基礎である。なおここで、

この「個人」が、本源的な「土地」所有者たる共同體に對立する直接生産者「個人」であって、その家族形態は問わないということに注意したい。

直接生産者(＝生産力)のこのような性格が、農奴制的隷屬(生産關係)を伴うことなしに、一般的に實存することがありうるであろうか。封建社會における職人や、封建的土地所有の解消後の自營農民の小經營のばあいは<sup>19)</sup>、一應これにあたる。けれども、いまわれわれが問題にしている「萌芽＝生産力」は「ウクライド＝生産關係」に歴史的に先行していなければならないのである。

周知のように原始共同體 Urgemeinschaft が農業共同體——アジア的・古代的・ゲルマン的等の諸形態——へ移り、そして進展していくのは、一貫して生産力の發展のこのような性格からにはほかならなかつた。これについてマルクスは、「耕作用庭園というものが、共有地にたいする攻撃を準備する城塞に變形しうる。それはそれでよろしい。だが肝要なのは、私的占有の源泉としての分割労働である。これは動産の——たとえば家畜や貨幣、ときには奴隸または農奴さえもの——蓄積をおこさせる<sup>20)</sup>と指摘している。とすれば、封建的構成體の「萌芽＝生産力」の成立は、農業共同體の展開とともにある、といえるのである。(原始共同體 Urgemeinschaft を「共同體」Gemeindeから區別する<sup>21)</sup>意味では、萌芽は「共同體」とともにあるといえる。)

農業共同體の展開が封建的構成體の「萌芽」段階の成立を意味する、ということには、異論がおこるかともおもわれる。なぜなら「總體的奴隸制」や古典的古代的奴隸制もまた、農業共同體の展開をふまえているからである。だが、マルクスも指摘するように、「小農民經營と獨立手工業經營とは、いずれも部分的には封建的生産様式の土臺をなし、部分的にはその解體後に資本制的經營と相並んで現われるものであるが、それらは同時に、本源的・東洋的な共同所有が解體した後の、そして奴隸制がまだ生産を眞實に征服しない前の、最盛期における古典的共同體の経済的基礎をなす<sup>22)</sup>のである。たしかにこのばあい、共同體の諸段階によって「小農民經營と獨立の手工業經營」の土地への關係(＝共同體との關係)は變化している。そして、この關係(＝生産關係)が特定のものにならない限り、奴隸制・農奴制等々が、生産關係ないし構成體として現實には成立しえない。けれどもそれは、「萌芽」段階が成立しないということではない。

12) 「諸形態」p. 255, 13) 「基礎理論」p. 8.

14) 「諸形態」p. 238, 15) 「基礎理論」p. 105.

16) 「基礎理論」p. 108.

17) 山岡・木原編「封建社會の基本法則」p. 220.

18) 「資本論」III, p. 1112.

19) 「資本論」III, p. 1136.

20) 「ヴェラ・ザスリッチへの手紙」(三)(マル・エン選集 13) —以下おなじ—p. 210

21) 「基礎理論」p. 20. 22) 「資本論」I, p. 560~1.

封建制の「萌芽」段階は、資本制における小商品生産成立段階に對比するとすれば、直接生産者「個人の再生産」のための「使用価値の生産」の段階にほかならぬ。

この點で、奴隸制のばあいと對比するならば、奴隸制においては、共同體成員である奴隸所有者の「個人の再生産」はありえても、直接生産者たる奴隸の再生産はその本質的要件ではない。古典古代において、家父長であり奴隸所有者でもある農民が直接生産者としてあらわれるにしても、そのかぎりでは奴隸制という関係は捨象されている。マルクスが、封建社會の小農民經營と古典的共同體のそれとを、同様に扱った理由は、ここにあるとおもう。

## 4

封建制の「ウクラード＝生産關係」の基礎は、よくいわれるように「領主が、土地を所有し、農奴を不完全に所有していることであつた」<sup>23)</sup>。「萌芽＝生産力」の考察では考慮の範圍外にあつた、地主の農民からの搾取の基礎となるものは、この土地所有である。「地代は、自分自身の再生産に必要な労働諸條件を占有している直接生産者が、この状態ではいっさいを包括する労働條件たる土地の所有者に給付せねばならぬ唯一の剰餘労働または唯一の剰餘生産物であり、また他面、直接的生産者にたいし、他人によって所有されている——直接的生産者に対して自立化し土地所有者において人格化された——労働條件として對應するのは土地だけである」<sup>24)</sup>

したがって、ウクラード＝生産關係の成立の徴證としてもっとも重要なのは、このような剰餘労働の搾取の基礎としての土地所有——ここでは「労働者そのものは、ある第三者または集團に奉仕する、天與の生産諸條件の1つにすぎない。(中略)すでに所有は、自立的に労働する個人の客觀的労働條件にたいする關係ではない」<sup>25)</sup>——である。

このような大土地所有は、その系譜だけについてみれば、いろいろな形で成立しうる。たとえば、家父長的大家族によって構成されていたアジア的共同體に「始源的な意味での領主的 dominium」＝「賦役等々への移行の端緒」<sup>26)</sup>がみられ、これが封建的大土地所有——とくに國家的土地所有のアジアの封建制<sup>27)</sup>——に發展することもありうる。また古典古代におけるラティフンディムのなかにコロヌスが發生し、それに應じて奴隸所有者が新たな土地所有者に轉化することもある<sup>28)</sup>。またゲ

ルマン諸民族のように、耕地の私的所有にもとづく「獨立した小農民のひろい層」が、階級分化によって、大土地所有者と隷屬民を生みだすこともある<sup>29)</sup>。しかし、どのようなばあいにも、「土地所有」者が成立する一貫した論理がある。すなわち農業共同體における「私的占有の源泉としての分割労働」が「動産——たとえば家畜や貨幣、ときには奴隸または農奴さえもの——蓄積をおこさせる」<sup>30)</sup> (傍點引用者) ということである。

他方、直接生産者の側からみれば、このさいの不可缺の要件は、「萌芽」段階に比べての生産力の發展である。もっとも明白なことは、「自分自身の不可缺な欲望を充たすために必要な労働をこえて、餘分な労働をする可能性が直接生産者に残るためには、(中略)彼の労働の自然發生的生産性がそれに充分なだけ大きくなければならぬ」<sup>31)</sup> ことである。つまり地代の可能性が成立しうることである。

だから、以上のことから、封建的生產關係の成立にあたっては、2つのばあいがありうるということがわかる。つまり、かつての共同體成員(「萌芽」段階での個別經營の農民)が、支配者となるばあいと、隷屬民となるばあいとである。ゲルマン諸民族において農奴制が展開したばあいが、これを典型的に示す。

このことを、彼らの「家父長制家族<sup>32)</sup>」について考察すると、つぎのように解せられる。

家父長制家族は、まず第1に、ヘレディム hereditum<sup>32)</sup>の占取の主體であり、労働過程の個人的性格あるいは生産用具の所有という、生産力の特定の性格のない手である。事實、家父長制家族は農業共同體の發生とともに存在する。(アジア的形態のもとでは、家父長制大家族 Familiensippe として存在する。)<sup>33)</sup> 本稿の立場からいえば、これは、「萌芽＝生産力」段階からの特徴である。しかし第2には、家父長制家族は「生産關係」が展開する母胎となる。すなわち家父長制家族は「そこに最廣義において『家父長制奴隸』ともいふべきものが形づくられてくる」<sup>34)</sup> という本質的な性格をもっており、「奴隸または農奴さえもの」<sup>35)</sup> 蓄積がおこなわれるのである。これが奴隸制的生産關係にとどまるか、さらに農奴制的生産關係となるかは、結果からいえば、直接生産者(個人または家族としての)の労働が、すべて「不拂労働として現象する」か、「自分自身のためにする賦役民の労働と領主のためにする彼の強制労働とが、空間的お

28) 「經濟學教科書」p. 64—5. 29) 「同」p. 66.

30) 「ザスリッチへの手紙」(三) p. 210.

31) 「資本論」III, p. 1116. 32) 「基礎構造」p. 31.

33) 「基礎構造」p. 90. 34) 同 p. 91

35) 註(30) 参照

23) 「經濟學教科書」p. 70.

24) 「資本論」III, p. 1119. 25) 「諸形態」p. 255.

26) 「諸形態」p. 227. 27) 「資本論」III, p. 1114.

よび時間的に、はっきり感性的に區別される」<sup>36)</sup>かによってわかるわけである。(この第2のことは、奴隸制が歴史上はじめての明確な階級對立であるということの別の表現である。)そして第3には、家父長制は、封建家臣制の中核となる。しかしこれは「構成體」の問題である。

農奴制の「ウクラード=生産關係」が、家父長制を前提にして成立するということは、歴史上のある段階では、農奴の家族が、一般的に内部に家父長制的隸屬關係を含む、ということも意味する。必要なことは「自分の農耕ならびに、これに結びついた農村=家庭的工業を自立して營む」ことであり、このばあいも「名目的地主にたいする自立性だけが問題」<sup>37)</sup>なのである。もとより農奴自身が、奴隸または農奴的農民を隸屬させ、あるいはその可能性をもつ家父長であるということは、1つの問題ではある。つまり直接生産者の剩餘労働=地代の取得をめぐる、領主と「農奴」との對立がおこるからである。しかしこのことは、生産用具の所有にもとづくこの農奴の個別經營と、その領主の大土地所有との關係が、農奴制的生産關係であることを否定するものではないのである。かかる關係においては、たとえば(家父長制的)奴隸制と農奴制という2つの生産關係がみられるが、それは、並立しているのではないのはもちろん、後者が前者に從屬しているのでもなく、前者が後者に從屬しているのである。家父長制經營をもつ農奴は、直接生産者として、土地所有者に對するものである。

家父長制家族は、その規模の大小は別として、前資本主義時代=あらゆる形の共同體をつうじて、存在する<sup>38)</sup>。アジア的形態では、それ自體が共同體(構成體)として、古典古代的形態では、生産關係そのものとして、ゲルマン的形態では、直接生産者の基本形態(生産力)として、である。農奴の家族が、一般的に單婚小家族の形態になるのは、家父長制家族のいわば極限であって、封建化の過程の完了を示すものと考えられるのである<sup>39)</sup>。

なおここで附言すれば、「必ずしもあらゆる民族が社會發展のすべての段階をとおってきたわけではない」<sup>40)</sup>という事實も、このことに關係があるとおもう。中世の農奴の前身たるコロヌスの發生が、「奴隸制農業—コロナトウス—農奴制という公式」では解明できないものであって、起源的には多く自由人にもとめられているとい

36) 「資本論」I, p. 846. 37) 同 III, p. 1114.

38) 「基礎構造」p. 91.

39) 「資本論」の著名な「封建領主の權力は……彼の地代帳の長さによってではなく……自營農民の數によって定った」(I, p. 1097) という文章も、こういう意味から理解できる。

40) 「經濟學教科書」p. 68.

うこと<sup>41)</sup>は意味深い。古典古代の崩壞のばあいにして、かくのごとくだとすれば、一般に、「家父長制家族」が農奴化する途をむしろ基本的なものとして想定することは、歴史的事實の上からも首肯されるとおもう。そしてまたこのことは、日本の封建制の成立史を研究するためにも重要な視角でないかとおもわれる。奴隸制の段階を飛躍して封建社會にはいるというばあい、おそらくはかかる途をとおっているのではなかろうか。そこでは、家父長制家族のなかに、奴隸制的生産關係が内包されたままに經過したと解せられるのである。

## 5

封建的構成體の成立は、具體的には、封建的位階制などの政治的・法律的な上部構造の成立によって特徴づけられる。一般に社會構成體においては、さまざまな生産關係が特定の支配的な生産關係に從屬して存在し、これらの總體が「土臺」となっているわけであるが、封建的構成體においては、封建的生產關係が規定的役割を占めている以上、他のさまざまな生産關係の性格は、理論的には、基本問題から捨象しうる。しかし、そのかわりに、それらを「從屬」させるための上部構造が、經濟學的な意味で重要になる。「上部構造はうまれでてくると最大の能動的な力になり、自分の土臺が形づくられつよくなるように能動的に協力し、あらたな制度をたすけて、古い土臺と古い階級をかたづけ根絶させるようにあらゆる方策をとる」<sup>42)</sup>

封建的社會構成體の成立について、萌芽—ウクラード—構成體という理論的見地からまず徴證とすべきものは封建的位階制<sup>43)</sup>であろう。「家臣(retainer)の封建領主にたいする關係、あるいは一身上の封建的義務遂行にたいする關係」における「封建的義務は、本質上すでに労働することをやめたが、しかし農奴等々としての労働者を生産條件の1つとしてふくむ財産をもつ、土地所有者そのものの生存様式をなすものに他ならない」。「ここに占取の關係の本質としての支配關係がある」<sup>44)</sup>すなわち封建的位階制は、生産關係そのもののうちに根源をもつのであるが、領主階級の階級的結集とともに權力機構となり、身分制度を生み出す。こうして、家父長制家族—農奴制的隸屬—封建的位階制という系列が、論理のおよび歴史的展開の圖式の1つとして成立する。(土地についていえば、土地占取—土地所有一封土分與とな

41) 世界歴史事典(7)「コロナトウス」(村川堅太郎)

42) スターリン「言語學におけるマルクス主義について」國民文庫・辯證法的唯物論と史的唯物論, p. 143.

43) 「經濟學教科書」p. 80. 44) 「諸形態」p. 262

る。)だから封建的構成體は奴隸制のそれと異り、公的なものとしてでなく、私的な、家産的な patrimonial<sup>45)</sup>ものとなる。

構成體の成立以後も、比較的長期にわたって奴隸制的經營の殘存がみられるのは、封建制度の特徴であるようにおもわれる。さきにのべた農奴の「家父長制經營」もそうであるが、領主の直接經營もまたそうである。これは上述の「家産的」な構成體の成立過程を示唆するものであるとともに、封建領主にとって、奴隸制が構成體内部に存在することが原則的には封建的搾取の妨げにならないばかりか、それを強化する手段である、という事情にもとづいている。封建制と奴隸制とは、資本制と封建制のばあいと異り、原則的に親近性をもつ。つまり奴隸制から封建制への移行が社會革命であるとすれば、眞に革命的でありうるのは奴隸(家父長制家族の隷屬民)だけなのである。(もちろん、政治的には、他のさまざまな階級が進歩的役割を果すことはありうるが。)封建領主になるのは、奴隸制に根本から對立する性格の人間ではなく、やむをえず受動的に搾取形態をかえる奴隸所有者(家父長)である<sup>46)</sup>。「最も簡單で最も本源的な地代形態」<sup>47)</sup>たる勞働地代は、直接生産者の全勞働から剩餘勞働を搾取する形態としては、經濟學的に奴隸のばあいと峻別される<sup>48)</sup>が、土地所有者の直營地での全勞働日の不拂勞働として現象するかぎりでは、奴隸制經營に連続するといえる。ヨーロッパ古典莊園における直營地奴隸の使用や農奴の奴隸所有<sup>49)</sup>、日本の地頭の經營における「垣内」「門田」「地頭佃」の耕作には、全體のうちにこのことが示唆されている。(詳しくは細密の分析を要するが)。

だから封建的位階制は、自由人の封建契約という側面をもっているか、東洋的な君臣關係のように「家父長制的」であるかを問わず、本源的には家父長制家族の家産制的性格に支えられた上部構造であることはあきらかである。日本中世においては、惣領制的經營を構成的にも前提した鎌倉幕府の御家人制度が、そうした本質をそのまま表わしている。

この御家人制度に關連して最後に考えておきたいことは、封建的構成體の多様な形態についてである。この多

様性や、また諸々の特殊的・偶然的條件を捨象して、もっとも典型的な、理論的な形態を把握することは、經濟學の基本的な任務ではあるが、歴史學にとっては、理論的形態が多様化してあらわれうることについての法則が必要なのである。

封建的構成體の、現實の多様な形態は、「社會の經濟的構造」=「現實の土臺」を形づくる「生産關係の總體」<sup>50)</sup>によって規定される。1つの社會構成體が、必ずしも1つの生産關係のみを土臺にしない、ということが、このばあいとくに重要である。封建的構成體のばあいは、「共同體」「家父長制家族」という共通の基盤のために、多くは、とくに初期には、古い生産關係を從屬させた、歴史的に特定の生産様式が成立する。だから、上部構造をも含めた初期の封建的構成體は、社會の封建化そのものがすすむなかで、この特定の生産様式の衰退(そのなかに含まれていた奴隸制的諸關係の衰滅)とともに、解體する。たとえば、日本の、惣領制=領主制のうえにたつ鎌倉期の社會の解體のあとに、大名領國制の社會が成立するごとくである。こうしたばあいには、前の社會における独自の生産様式の發展と解體の運動そのものが、後の社會の準備である。封建化の過程は、ただ1つの構成體がすべての奴隸制的殘存物と最後まで抗争しつづけることによってではなく、それ自體の發展と没落をたどることによって進行する。そして大名領國制はまたそのようにして自己の成長・發展・没落をたどり、「純粹封建制」を成立させる。マルクスは、アジアの封建制について語ったが、今日わが國の歴史家は一般にこのことに注意しないけれども、これも、以上のような封建的構成體の多様性——それは、實は封建的構成體の發展系列を示すといえよう——から具體的に解明してゆくことができるようにおもう。社會の封建化の完了をまって、はじめて封建的構成體が成立するのではないということは、わが國の今日の封建制成立史の論争に關連して、とくに強調すべきことだといわねばならない。

× × × ×

以上、本來からいえば全く私的な稚いノートでしかないものではあるが、しかし、今日の歴史學にとっては、すくなくとも問題點ではあろうと、私は考えている。本稿はそういった意味での、無知をかえりみない披瀝であるから、實際にはすこしでも寄與になるかもしれない歴史學的なうらづけはほとんど省いた。大方の御教示をうれば、何よりの幸である。

(1956. 7. 24)

45) 堀米庸三「中世國家の構造」(社會構成史体系)、「基礎構造」p. 91.

46) 石母田正「古代末期の政治過程および政治形態」(社會構成史体系)下p. 139.

47) 「資本論」III. p. 1115. 48) 同 I, p. 846

49) 椋川一郎「西歐封建社會成立史における下部構造の再検討」西洋史學 27 號

50) 「經濟學批判」序言p. 9.